

17 業種の生衛組合があります



※上記のほか簡易宿泊業生活衛生同業組合があります。

生活衛生同業組合（生衛組合）は、法律に基づき都道府県知事認可により設立されています。どなたでも加入できます。

生衛組合は、組合員一人一人の力を合わせて、生衛業の振興や地域を守るため活動しています

- ・ 交際費課税の損金算入制度の特例措置延長（消費の拡大で経済活性化）
- ・ 消費税の軽減税率の対象範囲拡大等の要望活動実施により生衛業の負担軽減
- ・ 受動喫煙防止対策の適用基準緩和の要望活動実施により生衛業の負担軽減
- ・ 民泊の条例規制上乗せ等の要望活動実施により地域の生活環境と住民の安全安心を確保
- ・ 超高齢社会に向けた訪問理美容の拡大など市町村が行う地域包括ケアシステムへの参画
- ・ 大規模災害時に備え、地域の行政と災害時支援協定の締結
- ・ 住民生活に不可欠な生衛業を地域に存続させるための後継者育成事業の実施 等

こうした活動の実施には多くの組合員の皆様の支えが必要です。組合加入は、地域経済を支え、超高齢社会における地域社会の暮らし、豊かな国民生活にも、間接的に貢献していることとなります。

都道府県生活衛生営業指導センターは生衛業の皆様と生衛組合を支援します

主な業務

- ・ 経営、税務、労務、融資、衛生等の無料相談
- ・ 設備資金・運転資金の融資相談
- ・ 経営改善等の無料セミナーの実施
- ・ 都道府県・保健所等と協力、生衛業に関する最新情報及び資料の提供
- ・ 消費者への生衛業啓発、苦情相談の実施 等

都道府県指導センターにお気軽にお電話ください



※指導センターは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基き、都道府県知事が指定する公益財団法人です。

…… 都道府県生活衛生営業指導センター ……

| | | | |
|------|--------------|------|--------------|
| 北海道 | 011-615-2112 | 三重県 | 059-225-4181 |
| 青森県 | 017-722-7002 | 滋賀県 | 077-524-2311 |
| 岩手県 | 019-624-6642 | 京都府 | 075-722-2051 |
| 宮城県 | 022-343-8763 | 大阪府 | 06-6943-5603 |
| 秋田県 | 018-874-9099 | 兵庫県 | 078-361-8097 |
| 山形県 | 023-623-4323 | 奈良県 | 0742-33-3140 |
| 福島県 | 024-525-4085 | 和歌山県 | 073-431-0657 |
| 茨城県 | 029-225-6603 | 鳥取県 | 0857-29-8590 |
| 栃木県 | 028-625-2660 | 島根県 | 0852-26-0651 |
| 群馬県 | 027-224-1809 | 岡山県 | 086-222-3598 |
| 埼玉県 | 048-863-1873 | 広島県 | 082-532-1200 |
| 千葉県 | 043-307-8272 | 山口県 | 083-928-7512 |
| 東京都 | 03-3445-8751 | 徳島県 | 088-623-7400 |
| 神奈川県 | 045-212-1102 | 香川県 | 087-862-3334 |
| 新潟県 | 025-378-2540 | 愛媛県 | 089-924-3305 |
| 富山県 | 076-442-0285 | 高知県 | 088-855-5100 |
| 石川県 | 076-259-6510 | 福岡県 | 092-651-5115 |
| 福井県 | 0776-25-2064 | 佐賀県 | 0952-25-1432 |
| 山梨県 | 055-232-1071 | 長崎県 | 095-824-6329 |
| 長野県 | 026-235-3612 | 熊本県 | 096-362-3061 |
| 岐阜県 | 058-216-3670 | 大分県 | 097-537-4858 |
| 静岡県 | 054-272-7396 | 宮崎県 | 0985-25-1466 |
| 愛知県 | 052-953-7443 | 鹿児島県 | 099-222-8332 |
| | | 沖縄県 | 098-891-8960 |

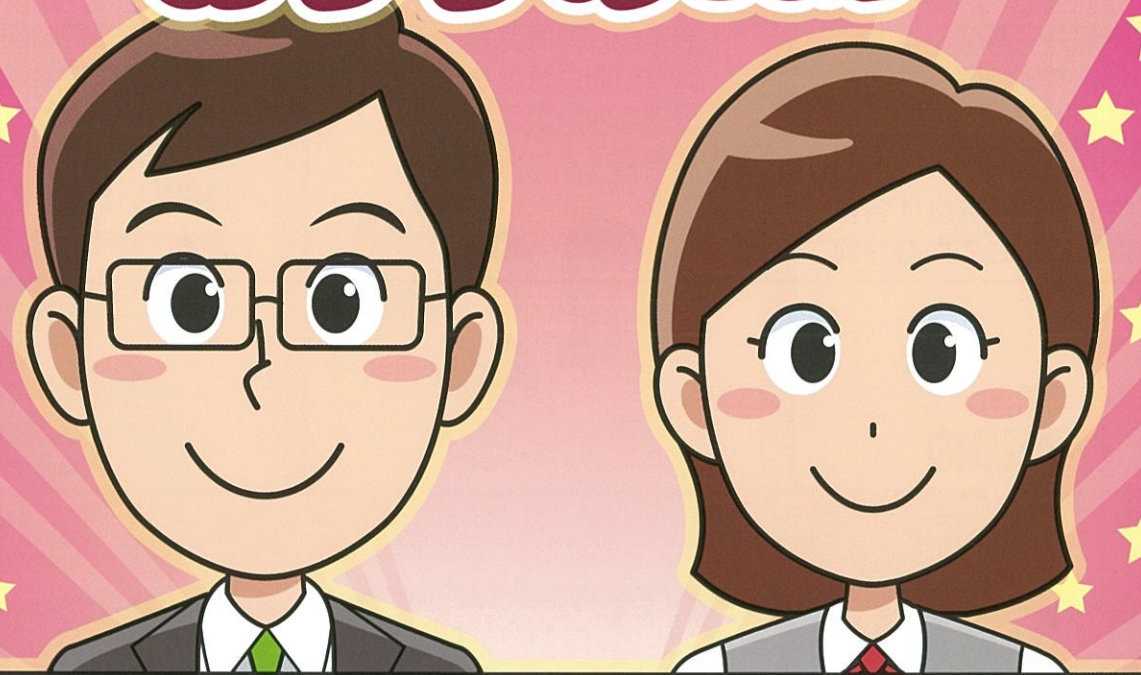
〇〇県指導センター

検索

生活衛生関係営業を経営するみなさま

生活衛生同業組合加入

を
おすすめします



組合加入のメリット

賠償保険の保険料の節約

特別金利の生活衛生融資

経営に必要な情報の入手 など

11月 は生活衛生同業組合活動推進月間です

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

〒105-0004 東京都港区新橋 6-8-2 全国生衛会館 2階

TEL : 03-5777-0341 FAX : 03-5777-0342 URL <http://www.seiei.or.jp>

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

公益財団法人 都道府県生活衛生営業指導センター

生活衛生同業組合加入は多くのメリット!!

1 各種共済、保険料掛金の節約

- ・総合賠償共済制度
 - ・生命傷害共済制度
 - ・火災共済制度
 - ・自動車総合共済制度 など
- (注) 共済・保険制度は各業の特性に応じて内容が異なります。

<例1>
経費節約

2 研修会、講習会無料参加

- ・各業の技術講習会
- ・各業の衛生管理セミナー
- ・感染症対策講習会
- ・経営セミナー など



3 いち早い情報の入手

HACCPや受動喫煙防止対策への対応、規制緩和、食中毒、新型インフルエンザなど組合のネットワークで必要な情報をいち早く入手

<情報伝達の流れ>



4 生活衛生融資有利な条件で利用できます

- ・低金利
- ・融資限度額が大きい
- ・長い返済期間
- ・無担保・無保証人の融資制度
- ・復興事業促進支援融資制度

<例2>
金利負担縮減



5 無料相談が受けられます

業種に応じた経営、法律、融資、税務、衛生に関する無料相談



6 各業の個別特典で経費節約・利益アップ!

- ・カラオケ著作権料 **20%** 割引
- ・クレジットカード手数料の **優遇**
- ・NHK受信料の **大幅割引**
- ・電気代は、組合契約の新電力会社への切り替えで、**大幅削減**

<例3>
経費節約

保険料の安い団体保険制度への加入がお得です

美容組合の例 美容所賠償責任補償制度の概要

美容組合の組合員になると、1店舗年間1,600円という組合ならではのリーズナブルな掛金で、大きな補償を受けられる保険に加入できます。

- 掛金は1店舗につき年間 **1,600円**
- 身体賠償は1名につき **5,000万円**まで。1事故につき1億円まで。
- 財物賠償は1事故につき **300万円**まで。*受託物は500万円まで。



飲食業組合の例 全飲連新総合賠償(食中毒)共済制度の概要

「全国飲食業生活衛生同業組合連合会(都道府県飲食業組合の全国団体)」の組合員になると、食中毒賠償と総合賠償が一つになった共済制度に加入できます。組合ならではのリーズナブルな掛金です。

●年間売上高 **2,000万円~3,000万円未満**の一般飲食店・居酒屋の場合

エコミープラン

食中毒賠償事故のみ補償

年間 **2,060円**の掛金で **5,000万円**まで補償
(月々の掛金はわずか **172円**)

*オプションで休業補償も追加できます(例えば、支払限度10日間、保険金35万円)で年間保険料は680円

ワイドプラン

食中毒賠償事故 + 施設賠償事故 + 受託物賠償事故 + 人権侵害・宣伝障害 + 第三者医療費用の補償等

年間 **11,000円**の掛金で、食中毒事故を含め総額 **2億円**まで補償(SS型)

*オプションで休業補償も追加できます(保険料、保険金はエコミープランと一緒に)



生衛組合に加入すると、日本政策金融公庫の

「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます

飲食店営業の例

融資限度額が **大きい**

一般貸付の7,200万円に対し、組合員の場合は1億5,000万円

金利が **低い**

組合員は通常の金利と比べ最大▲1.05%低利1,000万円(10年間)の融資で約53万円の差

ここが違う!
融資制度
(振興事業貸付)

返済期間が **長い**

一般は13年以内
組合員は20年以内

返済期間が長いと、毎月の負担が少なくなるだけでなく、計画的に借入ができます

小規模経営者には、**無担保・無保証人**の組合員のための融資制度あり

設備資金と運転資金をあわせて2,000万円、返済期間は設備10年、運転7年



カラオケ著作権料

毎月20%の割引(年払いは30%)。BGMも20%割引です。



*社交業や飲食関係の組合・旅館ホテル組合

NHK受信料

組合を通じてのお支払で大幅割引。大変お得です。

*全国旅館ホテル組合



クレジットカード

組合加入で手数料率の優遇。その分利益アップします。



*各業の特性に応じて実施されており、取扱いのない組合もあります。

(注) 個別特典は、各業の特性に応じて実施されており、すべての業種・組合にあてはまるものではありません。

◆各組合の団体保険制度の詳細は、都道府県組合にお問い合わせ下さい。

岡山県生活衛生営業指導センターは 生衛業のみなさまと生衛組合を支援します

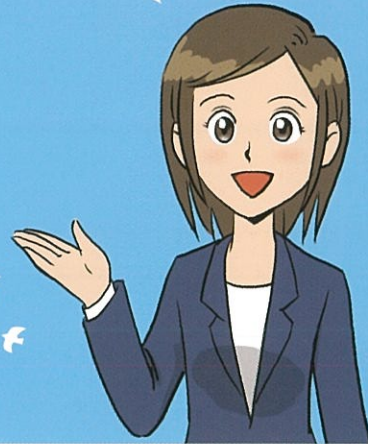
主な業務

- 経営、税務、労務、融資、衛生等の無料相談
- 設備資金・運転資金の融資相談
- 経営改善等の無料セミナーの実施
- 都道府県・保健所と協力、最新情報の提供
- 消費者への生衛業啓発、苦情相談の実施

※指導センターは「生活衛生営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、岡山県知事が指定する公益財団法人です。

※生衛業の経営の健全化を通じた地域の衛生水準の維持向上と、消費者・利用者の利益を守る活動をしています。

お役に立ちます
お気軽に
お電話ください



組合加入やご相談などお気軽にどうぞ

岡山県の各業の生活衛生同業組合の問い合わせ先

| 組合名 | 所在地 | 電話番号 |
|-------------------|-----------------------------|--------------|
| 岡山県理容生活衛生同業組合 | 岡山県岡山市北区南方2-3-37 | 086-225-3071 |
| 岡山県興行生活衛生同業組合 | 岡山県岡山市北区駅前町1-6-1 福武観光(株)内 | 086-223-3001 |
| 岡山県クリーニング生活衛生同業組合 | 岡山県岡山市北区清輝橋2-1-6 | 086-224-8530 |
| 岡山県公衆浴場業生活衛生同業組合 | 岡山県岡山市南区若葉町4-6 | 086-264-5674 |
| 岡山県美容生活衛生同業組合 | 岡山県岡山市北区岩田町1-16 プロスビル3階 | 086-222-3221 |
| 岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合 | 岡山県岡山市北区出石町1-2-4 鷹匠ハイツ201 | 086-233-5583 |
| 岡山県食肉生活衛生同業組合 | 岡山県岡山市中区桜橋1-2-43 | 086-270-2911 |
| 岡山県鮪商生活衛生同業組合 | 岡山県岡山市北区大供1-4-15 | 086-223-7779 |
| 岡山県飲食業生活衛生同業組合 | 岡山県岡山市北区中央町9-20 | 086-222-7525 |
| 岡山県料理業生活衛生同業組合 | 岡山県岡山市北区南方3-8-23 | 086-231-4797 |
| 岡山県喫茶飲食生活衛生同業組合 | 岡山県岡山市北区表町1-8-46 第1丸本ビル302 | 086-222-8014 |
| 岡山県食鳥肉販売業生活衛生同業組合 | 岡山県岡山市中区福泊150-10 (株)よしきフーズ内 | 086-276-6361 |
| 岡山県社交料飲生活衛生同業組合 | 岡山県岡山市北区表町3-6-9 | 086-223-1782 |

公益財団法人 岡山県生活衛生営業指導センター

〒700-0824 岡山県岡山市北区内山下1丁目3番7号 県土連ビル2階

TEL : 086-222-3598 FAX : 086-222-3598

岡山県指導センター

検索

経営の安定と衛生水準の確保に

生活衛生同業組合 加入をおすすめします



「お金が足りない」
お店を改装したいが、
お金が足りない。



「相談に乗って欲しい」
・苦情の対応 ・経営相談
・メニューの開発
・従業員教育



「情報が入らない」
迅速な情報が欲しい。
定期的な情報提供も
して欲しい。



「新規開店など手続きが面倒」
仕事を始める際の手続きが
分からない。
設備選定のアドバイスが欲しい。

組合加入の メリット

賠償保険の保険料の節約

特別金利の生活衛生融資

経営に必要な情報の入手

11月は生活衛生同業組合活動推進月間です

生活衛生同業組合は

経営をサポートします!!

1

保険料掛金の節約

- 総合賠償共済制度
 - 生命傷害共済制度
 - 火災共済制度
 - 自動車総合共済制度 など
- (注) 共済・保険制度は各業の特性に応じて内容が異なります。

2

講習会 無料参加

- 各業の技術講習会
- 各業の衛生管理セミナー
- 経営セミナーなど



3

いち早い情報の入手

HACCPへの対応、規制緩和、食中毒など組合のネットワークで必要な情報をいち早く入手

<情報伝達の流れ>



4

金利負担縮減

- 低金利
- 融資限度額が大きい
- 長い返済期間
- 無担保・無保証人の融資制度
- 復興事業促進支援融資制度

5

無料相談

業種に応じた経営、法律、融資、税務、衛生に関する無料相談



6

経費節約

- カラオケ著作権料割引
- クレジットカード手数料の優遇
- NHK受信料の大幅割引
- インターネットでのお店紹介
- 特典付きの仕入れ業者紹介など

1 保険料の安い団体保険制度への加入がお得です

美容組合の例

美容所賠償責任補償制度の概要

美容組合の組合員になると、1店舗年間1,600円という組合ならではのリーズナブルな掛金で、大きな補償を受けられる保険に加入できます。

- 掛金は1店舗につき年間**1,600円**
- 身体賠償は1名につき**5,000万円**まで。1事故につき**1億円**まで。
- 財物賠償は1事故につき**300万円**まで。※受託物は500万円まで。



飲食業組合の例

全飲連新総合賠償(食中毒)共済制度の概要

「全国飲食業生活衛生同業組合連合会(都道府県飲食業組合の全国団体)」の組合員になると、食中毒賠償と総合賠償が一つになった共済制度に加入できます。組合ならではのリーズナブルな保険料です。

●年間売上高2,000万円～3,000万円未満の一般飲食店・居酒屋の場合

エコミープラン

食中毒賠償事故のみ補償

年間**2,060円**の掛金で**5,000万円**まで補償
(月々の掛金はわずか**172円**)

※オプションで休業補償も追加できます
(例えば、支払限度10日間、保険金35万円
で年間保険料は680円)

ワイドプラン

食中毒賠償事故+施設賠償事故+
受託物賠償事故+人権侵害・宣伝障害+
第三者医療費用の補償

年間**11,000円**の掛金で、食中毒事故を含め総額**2億円**まで補償(SS型)

※オプションで休業補償も追加できます(保険料、
保険金はエコミープランと一緒に)



◆団体保険制度の詳細は、各組合事務所にお問い合わせ下さい。

4 有利な日本政策金融公庫の融資制度

● 組合に加入していない方

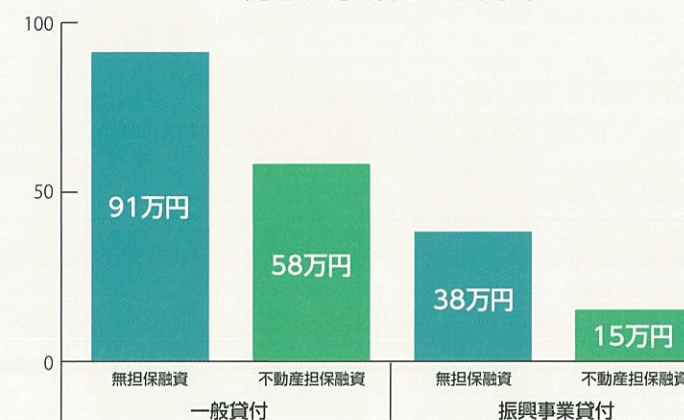
| | 一般貸付 | |
|------|---------|-----------------------------|
| | 融資限度額 | 利率及び貸付期間 |
| 設備資金 | 7,200万円 | 基準利率 13年以内 (据置期間1年以内) |

● 組合に加入している方

| | 振興事業貸付 | | 生活衛生改善貸付 | |
|------|-----------|----------------------------------|----------------|--|
| | 融資限度額 | 利率及び貸付期間 | 融資限度額 | 利率及び貸付期間 |
| 設備資金 | 1億5,000万円 | 基準利率-0.9% 20年以内 (据置期間2年以内) | 併せて 2,000万円 | 経営改善利率 1.11% (平成31年2月14日現在) 〈設備資金〉 10年以内 〈運転資金〉 7年以内 |
| 運転資金 | 5,700万円 | 基準利率 7年以内 (据置期間2年以内) | | |

事業計画書の確認を受けた方は、さらに0.15%低い利率で利用できます。

利息支払総額の概算



| 支払利息額 | | |
|--------|---------|------|
| 一般貸付 | 無担保融資 | 91万円 |
| | 不動産担保融資 | 58万円 |
| 振興事業貸付 | 無担保融資 | 38万円 |
| | 不動産担保融資 | 15万円 |



税務申告 2年以上
設備資金 1,000万円
返済期間 10年
元金均等払い
利率は平成30年4月1日現在

*振興事業貸付の無担保融資、返済期間10年、元金均等払いで利用した場合の利息支払総額は、一般貸付を利用した場合と比較して概ね53万円程度少なくなります。